家具転倒防止器具等の無料支給・取り付けの申請受付開始

家具類の転倒防止を推進するため、家具転倒防止器具等の無料支給・取り付けの申請受付を7月2日から開始します。申請できる世帯の範囲や、支給品目、申請方法等は、広報おうめ6月15日号4面、市ホームページのほか、市役所1階総合案内、各市民センター、中央図書館窓口で配布しているパンフレット等をご覧ください。

また、市のホームページから申請書をダウンロードして申請することもできます。

申請受付期限　平成31年1月31日（木）

問い合わせ　防災課、高齢介護課、障がい者福祉課

青梅市消防団ポンプ操法訓練審査会
～訓練の成果を発揮！～

地域防災のため、日夜活動している消防団。その消防団が日頃の訓練の成果を競い合う2年に一度のポンプ操法訓練審査会が、6月3日に青梅市交通公園で行われました。

多くの家族や関係者が見守る中、消防ポンプ車の部に17隊、小型動力ポンプの部に20隊が出場し、選手たちは真剣な表情で演技を披露しました。

大会結果

★総合
第1位…第3分団
第2位…第2分団
第3位…第8分団

★消防ポンプ車の部
第1位…第3分団第1部
第2位…第4分団第4部
第3位…第2分団第5部

★小型動力ポンプの部
第1位…第2分団第4部
第2位…第8分団第3部
第3位…第5分団第3部

問い合わせ　防災課消防係

赤い羽根共同募金による地域配分

（社福）東京都共同募金会では、赤い羽根共同募金による地域福祉の向上を目的として、地域配分の申請を受け付けています。

申請額　1施設・団体10～30万円

対象事業　備品整備、小破修理、利用者主体の事業など

※地域性の高い施設・団体が行う地域福祉の増進を目的とした具体的な事業が対象

※施設・団体維持のための運営費は対象外

提出期限　8月31日（必着）

※詳細は、同会ホームページHP http://www.tokyo-akaihane.or.jp を参照

問い合わせ　同会事業部配分担当☎03・5292・3183、FAX03・5292・3189、市福祉総務課

証明書コンビニ交付の一時停止について

都庁の電気設備点検のため、次の日時は、証明書コンビニ交付を一時停止します。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

日時　7月14日（土）午前6時30分～午後11時

問い合わせ　市民課住民記録係

市立総合病院看護補助者募集

応募資格　高卒以上

募集職種　看護補助者

雇用形態　臨時職員

勤務形態　週5日（土・日曜日勤務・夜勤あり）

仕事内容　オムツ交換、入浴介助、用具の洗浄業務等

問い合わせ　総合病院管理課人事係☎22・3191

※土・日曜日、祝日を除く

社会を明るくする運動

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

市では「第68回青梅市社会を明るくする運動推進委員会」を組織し、わたしたちの愛する青梅を犯罪や非行のない住みよいまちにするため「社会を明るくする運動」を実施します。

この運動の一環としてJR青梅駅・東青梅駅・河辺駅などでリーフレットの配布等を予定しています。

問い合わせ　福祉総務課

支会別保護司一覧

家庭での非行、自立等でお悩みの方は、ご相談ください。

支会	氏名	電話番号	支会	氏名	電話番号
第1	町田幸子	23-3251	第4	野村頼子	76-0425
	諸井　満	23-5843	第5	山森健吉	78-9766
	玉川　薫	22-7317	第6	柳内昭治	74-5575
	前園　務	22-7553	第7	野口敏雄	74-5245
	知久一成	24-2642		福島幸之	74-4248
	根岸俊吉	22-1546	第8	木村一良	24-2674
	福田米親	22-3454		吉澤秀郎	23-6752
	細田忠昭	22-4024		池田政次	22-5864
第2	河邉篤子	22-7945	第9	三ツ木謙三郎	31-9054
	藤谷立自	24-2645		本橋義雄	31-9113
	宇津木由廣	22-2575		大谷宜雄	31-5861
	田中英一郎	22-2911	第10	川杉英治	22-2572
第3	高村けい子	31-7043		伊藤健一	24-7466
	新井みゆき	31-2105		島田　睦	22-7318
	加藤孝一	31-2398		恒益基樹	31-3857
	髙橋洋子	22-7161	第11	中村經男	31-6726
第4	菅原弘貴	76-0830		橋本光正	31-3528
	和田敏信	76-0717			

7月～8月は政治家の寄附禁止PR強化期間です
～贈らない！求めない！受け取らない！～

政治家や候補者が、選挙区内の人にお金や物を贈ることは法律で禁止されています。例えば、お中元、盆踊りや夏祭りの際の祝儀、飲食物の差し入れも、禁止されている寄附（きふ）にあたります。

また、有権者が政治家や候補者に寄附や差し入れを求めることや、お祭りなどでの供応も禁止されています。

東京都選挙管理委員会では、公職選挙法等で禁止されている寄附について、より一層の周知を図ることを目的に、各市区町村選挙管理委員会と協力して、7～8月の2か月間を「政治家の寄附禁止PR強化期間」としています。

市選挙管理委員会と明るい選挙推進協議会では、ポスターの掲示やパンフレットの配布などを行います。

問い合わせ　市選挙管理委員会

介護保険料の納入通知書を送付します

平成30年度の介護保険料納入通知書は、7月9日に発送予定です。

この納入通知書は、シルバーパスの購入および更新手続きに必要となります。

再発行はできませんので、大切に保管してください。

問い合わせ　高齢介護課介護保険料係

結婚支援事業補助金を交付します

市では、結婚を希望する独身の男女に出会いの場を提供する事業を支援するため、「青梅市結婚支援事業補助金交付要綱」を新設しました。

対象　次の要件をすべて満たす法人・団体

▽市内に主たる事業所を置く法人または5人以上の構成員によって組織された団体

※団体の場合は、運営に関する規約、会則があるもの

▽暴力団および暴力団関係者でないこと

▽政治および宗教活動を目的としない団体等であること

▽団体等が納期が到来している市税等を完納していること

補助対象となる事業　次の事項をすべて満たす事業

▽20歳以上の独身男女の健全な出会いの機会を提供すること、異性とのコミュニケーション能力向上に資することまたは結婚へのきっかけづくりを支援すること

▽参加者から参加料を徴収する場合は、事業の趣旨を踏まえ、適正な水準の参加料であること

▽青梅市内で実施すること

▽公序良俗に反する内容または社会通念上適当でないと認められる内容を含まないこと

▽営利を主たる目的とせず、特定の商品の販売もしくは販売のあっせんまたは事業以外の業務への勧誘等、事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと

▽他の補助金の交付を受けていないこと

補助対象経費　補助率10分の10…講師謝礼、講師旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、燃料費、委託料、使用料および賃貸料、その他市長が認める経費▽補助率10分の5…レクリエーション費

補助額　補助対象経費の種別ごとに補助率を乗じて得た金額の合算額から収入（補助対象経費以外にかかる参加費等を除く）を除いた額（予算の範囲内で上限20万円）

問い合わせ　秘書広報課交流担当

青梅市都市計画審議会および青梅市景観審議会市民委員募集

区分		都市計画審議会	景観審議会
内容		用途地域等の土地利用や、都市計画道路、公園、下水道等の都市施設など、計画的なまちづくりを進めるために必要な都市計画について審議します。会議は年間で1～3回程度。主に平日の昼間に開催し、市民に公開しています。	「青梅市の美しい風景を育む条例」に基づき、景観まちづくりを進めるために必要な施策や、景観形成重要資源の指定などについて審議します。会議は年間で1～2回程度。主に平日の昼間に開催し、市民に公開しています。
委員構成		市議会議員7人、学識経験者5人、関係行政機関の職員4人、市民2人、臨時委員1人の計19人。	学識経験者6人、関係行政機関の職員2人、市民2人の計10人。
募集人員		各審議会につき2人 ※原則として男女各1人。性別ごとの応募人数がこれに満たない場合、この限りではありません。	
任期・報酬		2年・会議1回につき11,500円（源泉徴収税を含む）	
応募資格※右のすべての要件を満たす方	①	市内に住民登録をしている方	
	②	応募の時点において満20歳以上の方	
	③	都市計画（まちづくり）に関心を持ち、積極的に関与する意思のある方	景観まちづくりに関心を持ち、積極的に関与する意思のある方
	④	地方公務員法第16条各号に該当しない方	
	⑤	青梅市の他の付属機関等の委員でない方	
	⑥	青梅市職員でない方	
応募期限		7月23日（月）（消印）	
提出書類	①	枠内必要事項を記入した委員応募申込書	
	②	「青梅市の都市計画（まちづくり）について」の作文（300字以上400字以内）	「青梅市の景観まちづくりについて」の作文（300字以上400字以内）
選考方法等		資格審査・作文審査（審査の結果、候補者が募集人数を超えた場合は抽選） ※結果は、後日、郵送で通知 ※両審議会委員の兼任不可。ただし、両方の審議会委員を申し込むことは可。その場合は、各審議会へ作文を提出し、委員応募申込書に優先順位（第1希望）を記入。詳細はお問い合わせください。	
申込書・作文用紙の配布・応募方法		都市計画課（市役所5階）で配布または市ホームページからダウンロードした委員応募申込書に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出 ▷直接持参…都市計画課（市役所5階）へ ▷郵送…〒198－8701青梅市都市整備部都市計画課へ ▷ファックス…FAX22－3508 ▷電子メール…✉div2503@city.ome.tokyo.jp ※電子メールの場合は、件名を申し込む審議会名とし、委員応募申込書と作文を添付してください。	
問い合わせ		都市計画課計画係	都市計画課開発指導係